武蔵村山市立歴史民俗資料館報

資料館だより

第 29 号

平成10年(1998) 8月1日

編集·発行 武蔵村山市立歴史民俗資料館 〒208-0004 武蔵村山市本町5-21-1 TEL 042(560)6620



須田政三氏(昭和40年)



罹災者を探す西郷さん



村山貯水池 湛水式



氷川市街の一部 (現奥多摩町)

収蔵品展「須田コレクションの絵はがき」

期 間 平成10年(1998) 7月12日(日)~9月9日(日)

故須田政三氏は武蔵村山の郷土史研究において 忘れることのできない開拓者の一人です。氏は明 治31年(西暦1898)生れ、畳職人として生計を立 て、そのかたわら郷土史の研究に精励しました。

昭和50年(1975)須田氏の逝去後、御遺族から市へ研究資料の寄贈をいただきました。

今回はその資料中から絵はがきを展示し、 須田氏の業績を紹介します。

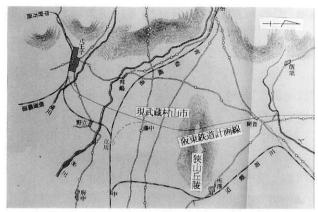
武蔵村山を通るはずだった鉄道計画

現在、平成10年度中の立川-上北台間の多摩都 市モノレールの開通を控え、工事や試運転が急ピッ チで進められています。市内への鉄道敷設が長年 の懸案であった武蔵村山市ではモノレールの市内 延伸に最大の努力が払われています。

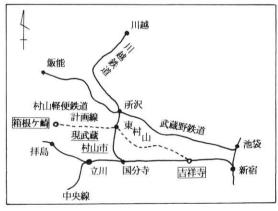
何かの縁か、今年になり市内を通るはずだった 2つの未成線関係の資料が確認されたので紹介し ます。なぜ市内に鉄道が通らなかったのでしょう。 1 阪東鉄道(中藤村経由八王子-群馬県大間々) 明治41年(1898)頃発行の「阪東鉄道株式会社発 記趣意書ほか | (郷土の会石川伊三郎氏を介し本町乙幡博氏より寄贈) 2 武州鉄道(市内経由三鷹一秩父御花畑)

昭和34年(1959)発行の「武鉄ニュース」(昭和 50年代に寄贈を受けた故須田政三氏資料、須田義則氏より寄贈)

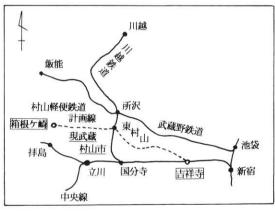
この他、大正4年(1915)に免許された村山 軽便鉄道(市内経由吉祥寺-箱根ヶ崎)の計画路 線図も参考に示しておきます。(山田義高)



阪東鉄道計画線(明治41年頃・ 阪東鉄道発起趣意書より)



---- 村山軽便鉄道計画線 村山軽便鉄道計画線(大正4年免許) - 益井茂夫著 公文書からみた「川越鉄道」を参考に作成-



阪東鉄道株式会社発起趣意書

ほか (明治41年頃)

2 武鉄ニュース (昭和34年)



武州 鉄道計画線(昭和34年· 武鉄ニュースより)

旧村時代の獅子頭巡行習俗

市文化財保護審議会委員 水野 紀一

筆者はかつて昭島市史や杉並区史の民俗編の執 筆を依頼され、当該地域での民俗調査を行ったこ とがあります。その折、随分掛け離れた両地域に もかかわらず、共通して現在の埼玉県上尾市平方 に鎮座する八枝神社からの「獅子頭の巡行」習俗 があったことを古老の方々から聞き出せました。 旧平方村の八枝神社は、古くは牛頭天王社と称さ れ、悪疫退散・疫病防除に霊験あらたかとして江 戸時代より武蔵国の諸郡各村から厚い信仰を受け てきました。その八枝神社から江戸期~昭和25年 頃まで毎年一定の時期(旧暦5~6月と11~12月) に、漆黒の神輿に奉安された「狛犬大神」と称さ れる、これまた漆黒の獅子頭が、同県下諸村を経 て南下し、武蔵国の各村に巡行してきました。巡 行先は、主に三方面で①旧北足立郡平方~浦和~ 板橋~王子~南足立郡各村~滝野川~本郷駒込方 面、②平方~川越~練馬・杉並区諸旧村~清瀬方 面、③川越~入間郡諸村~瑞穂の石畑・箱根ヶ崎 ~熊川~昭島の拝島・中神・福島などの旧村~立 川・八王子などに向かうコースでした。この狛犬 大神を信仰する村々では「平心講」という講を組 織し、自村の前に巡行する村まで神輿を迎えに出 ました。村に到着すると、神輿は2、3日滞在し、 その間村の各家を廻り、家の中に上がり込み、病 疫災難を除去して回りました。神輿には八枝神社 の神官が付添い、獅子頭が描かれている札を配っ て回りました。獅子頭の滞在期間は祭日とされ、 杉並では「シシマツリ」、清瀬では「天王様」、昭 島では「オシシサマ」などと称されていました。 また各村の「平心講」は、八枝神社の4月20日・ 21日の例大祭には、代参の者を出し、神札を貰っ てくることになっていました。八枝神社所蔵文書 によると、この狛犬大神の信仰は、明治末年には 埼玉・東京・神奈川三府県下の四区十四郡に及び、 その講集団も二百三十余を数えたとあり、その盛 況振りが窺えます。

このたび筆者は資料館だよりへの寄稿を依頼さ れ、この狛犬大神の信仰を思い出し、武蔵村山市 域旧村にもその巡行があったのではないかと思い、 何人かの古老の方々に聞いてみたのですが、かか る習俗のあったことを記憶されている方は、今の ところおられませんでした。そこで民俗資料の宝 庫でもある『指田日記』を繙き、狛犬大神巡行の 記載がないものか調べてみました。すると天保十 年六月十四日の条に「三ッ木・殿ケ谷・箱根ヶ崎・ 岸、天王祭」とあるのを皮切りに、毎年ではない が、明治三年六月十五日条の「三ッ木・岸両所祇 園ノ祭リ」の記載に至るまで、同様の記事が十六 ケ年分あるのが知られました。その殆どが天王祭 があった旨の短文の記載であり、いかなる内容の 祭りであったか、詳細は窺い知れませんが、その 一端を伝える記事に、①嘉永四年六月十六日条 「箱根ケ崎ニ行道、・・・夫より帰路、殿ケ谷村 天王祭二逢、御輿二従ヒ鎮守阿豆佐美ノ神社二至 ル」とか、②安政五年六月六日条「砂川村天王北 二而橋ヨリ落、弐三丁流れけれども、人々かけ付 引揚蘇生す」、③安政六年六月十五日条「上郷村々 天王祭屋台踊リ・狂言アル」、④文久三年六月十 四日条「岸天王祭」・同十五日条「三ッ木ヨリ上 ノ村々天王祭」・同十六日条「十三日ヨリ八王子 天王祭今朝迄」・同十七日条「箱根ケ崎天王祭」 といったものがあります。これらの記述から本市 域の旧三ッ木村と岸村をはじめ、近隣の殿ケ谷・ 石畑・箱根ケ崎・羽村・八王子・砂川において、 江戸期より恐らく毎年でしょうが、旧暦六月十五 日前後に時を同じくして「天王祭」なる祭礼が執 行され、その折神輿の渡御があったことが知られ

先日筆者は、八枝神社に赴き、同社所蔵の史料 を見る機会を得ました。今回の調査では三ッ木・ 岸を除く、日記に記載のある各村への巡行は確認 できましたが、残念ながら本市域旧村の名は見出 せませんでした。だが、岸に隣接する殿ケ谷まで その巡行があったことや、文久二年の八王子・岸・ 三ッ木・箱根ケ崎で日を追って祭礼があったとい う記事が大神巡行を思わせることなどから、三ッ 木・岸両村の「天王祭」にもその巡行があったの ではないかと考えられます。そして文久元年六月 十六日条の「三ッ木天王祭神輿ワタル」の神輿、 川に落下した砂川村の神輿、殿ケ谷の記事にある 神輿は、もしかしたら狛犬大神の神輿ではなかっ ただろうかとも考えています。それを明らかにす るには、再度の八枝神社所蔵の残余の史料に対す る調査と、地元の古老の方々からの聞き書き調査 を更に進めてゆかねばならないところです。調査 の結果は明らかになり次第、改めて報告するつも りでおります。

zə **湯 治 行**

市文化財保護審議会委員 寺町 勲

湯治は古くから行われてきました。「日本書記」には有馬・伊予・紀・牟漏などの温泉名がみられます。そして江戸時代になりますと温泉場行きは庶民の間でも盛んになり、湯治というよりは娯楽としての意味が強くなっていたようです。

1. 指田日記にみる湯治

中藤村の陰陽師指田摂津正藤詮の日記には、湯 治の記事が多くみられますが、その中のいくつか を取り上げてみましょう。

- ①天保6年閏7月9日 中藤田口氏娘・下ノ清八嫁・中村ノ 金七・当所染次郎妻、上州イカホ温泉二出立 ②同年8月朔日 イカホ湯治ヨリ人々帰宅
- ③天保9年7月5日 同姓峯吉弟久米三郎·吉右衛門弟吉 五郎、小河内温泉二立
- ④同年7月13日 久米三郎・吉五郎、小河内ヨリ帰ル
- ⑤同年7月17日 東隣老夫婦、豆州修善寺温泉二出立、 同行紋右衛門・山王前老母・同見世内室・中 藤田口氏女并所沢ニモ同行アリ、婦人ハ相州 気賀二湯治ノ由
- ⑥天保I0年9月2日 当6月、□左衛門孫□蔵壱人癩病ニョリ、草津温泉ニ出立し、帰路、大谷沢村ニテ歩行ナリカタク、其村ノ世話ニナリ、昨日、茂左衛門宅迄飛脚両人来テ右ノ由ヲ告ニョリ、今日、近隣8、9人、大谷沢村ニ行□蔵ヲ舁来ル
- ⑦天保12年2月朔日 中村岡右衛門忰勝五郎、参宮より帰路、持病重く、箱根の温泉に立寄、湯に入りけれい病甚危く、駕二て連帰り、三日にして死す
- ⑧弘化2年7月17日 東隣老主人・箱根温泉二出立
- ⑨同年8月12日 東隣老人、温泉より帰ル
- ⑩弘化3年3月27日 東隣主人、中藤谷ツ老主人・芋久保 西谷ツ里正、伊豆国ヨシナ湯治出立
- ①同年4月28日 東隣主人、伊豆温泉ヨリ帰宅
- ⑩ 慶應元年7月25日 弥左衛門夫婦、平井村湯治より帰る以上のことから、行先は、上州の伊香保・草津、伊豆の修善寺・吉奈、箱根の気賀(木賀)などで、これに近場の小河内・平井などが加わったことが分かります。また、湯治の期間は、上記①②22日間、③④9日間、⑧⑩32日と長く、交通は徒歩が普通でしたから、⑥⑦のように途中で病気になったら大変だったことでしょう。

2. 通行手形 旅をするには通行手形が必要でしたが、旧名主

家には、その下書や写が多数残っています。その中の一つを紹介しましょう。

往来一札之事 【乙幡家文書14040】 一武蔵国武州多摩郡中藤村百姓太右衛門忰文蔵、 病身につき草津へ湯治に罷り出で申し候間、御関 所相違無く御通し遊ばされ下さる可く候、自然此 者何国にて病死等仕り候え共、其の御村方御作方 御取置下さる可く候、尤も国元へ御沙汰に及び申 さず候、其の為往来一札件の如し

武州多摩郡中藤村 真言宗 真福寺 文化七午年四月 名主 市郎右衛門 諸国御関所御番衆 村々衆御役人中

この他、修善寺入湯のため箱根御関所、草津入 湯のため大戸御関所、阿多味(熱海)湯治のため根 部川(根府川)御関所などへ宛てたものがあります。

3. 名主の湯治

名主が湯治に出掛けるには、御用等に支障がな いようにする配慮が必要でした。次の例は、 仲や 組頭へ留守中のことを託した請書です。

差上申一札之事 【渡辺家文書31】
一私儀持病積気にて、(中略)願之通仰付けられ有難き仕合わせに存じ奉り候、然る上は留主中之儀、御公用・御屋敷御用等少も滞り無く、私忰藤八□組頭共に申し談じ置き、差し支えこれ無き様仕る可く候、□□月夏御物成取り立ての儀、(中略)間違い無く例年の通り御屋敷様へ御上納仕る可く候、右御請の為一札差し上げ申し候、以上

安永七年戌四月 武州多摩郡中藤村 沼間頼母様御内 名主 市郎左衛門 @ 深山又右衛門殿 林定右衛門殿

右市郎左衛門願之通、湯治御賄仰せ付けられ、私 共迄有難き仕合わせに存じ奉り候、然る上は市郎 左衛門申上候通り、留主中之儀差し支えこれ無き 様諸事取り計らい申す可く候、其の為印形差し上 げ申し候、以上 組頭惣代 惣右衛門 ゆ 名主市郎左衛門忰 藤八 仰

以上、湯治についての史料のいくつかを紹介しましたが、江戸時代の村山の人々は、厳しい支配にも拘らず、生活の知恵を働かせて、湯治などを楽しんでいたものと思われます。